

■これまでの維持管理負担金等の推移について

○流域下水道維持管理費負担金単価の推移

○奈良県では、第一処理区供用開始当初から現在まで県下一律の単価を採用

※下水道法上では、都道府県が関係市町村に負担を求める金額の算定方法が定められていないため、単価の設定方法は都道府県の裁量の範囲とされている

○平成27・28年度に黒字継続の見込みをふまえ、単価を2円引き下げ。

○平成29年度以降は、将来の収支見通し等をふまえ、単価を据え置き。

種別	年度	S49	S59	S61	S63	H2	H4	H9	H13	H15	H17	H19	H21	H23	H25	H27	H29	H31	R2	R3	R5
		S58	S60	S62	H1	H3	H8	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30			R4	R6
一般	~300 m <sup>3</sup> /月	14	35	45	47	50		56						54							
中間	300~750 m <sup>3</sup> /月		74	78	82	88						86									
特定	750~ m <sup>3</sup> /月	33	99	104	110		116						114								

▲流域下水道維持管理費等負担金単価の推移

# 流域下水道維持管理費等市町村負担金単価の改定について

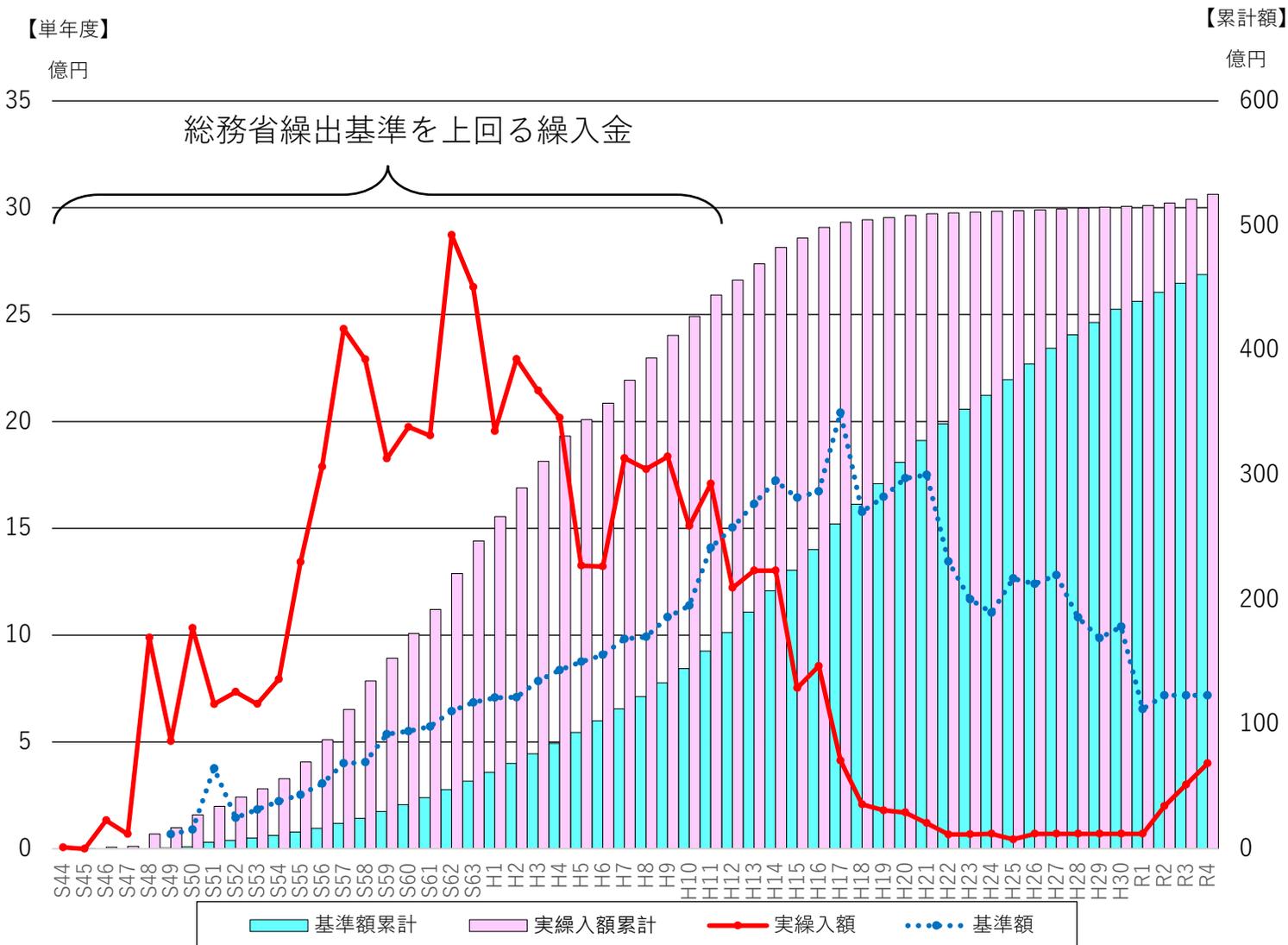
## ■これまでの維持管理負担金等の推移について

### ○奈良県流域下水道事業費特別会計への一般会計繰入金の推移

○昭和49年の第一処理区の供用開始時、管路延長も短く、処理水量も少なかったことから、市町村の負担軽減のため、供用開始から約25年間は、県が総務省繰出基準を大きく上回る額を一般会計から繰入

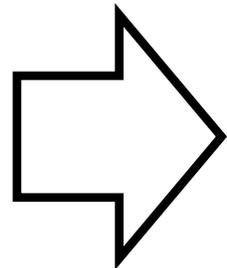
○管路延長が伸び、第二・宇陀川・吉野川処理区が供用され、処理水量も大きく増えたため、平成12年から県の繰入額を総務省繰出基準に対し、徐々に減額

○令和2年度からは、基準額に対する県の繰入額累計を鑑みながら、毎年1億円ずつ増額し、令和6年度は当初予算で6億円を計上



## 令和7・8年度の維持管理負担金単価改定の方向性

- 現行の単価設定では、第一処理区が他の処理区（第二処理区、宇陀川処理区、吉野川処理区）の維持管理費及び資本費を負担している構図となっている
- 統一単価を採用しているのは、東京都、奈良県、沖縄県の3都県のみ
- 市町村や議会等から様々な要望・意見がある
  - （主な意見）
  - ・ 県下統一単価ではなく、処理区毎の単価設定とすべき
  - ・ 県の一般会計繰入金は、総務省の繰り出し基準に沿った金額とすべき
  - ・ 処理区毎の単価にすべきとの意見もあるが、南部東部地域で単価の上昇が想定されるため、県全体で見るべき



- ① 単価の設定方法を「県下統一単価」から「処理区別単価」へ移行
- ② 県の一般会計繰入金を増額（交付税措置額を満額充当）することにより、第二処理区、宇陀川処理区、吉野川処理区の単価が上昇しないように配慮

# 流域下水道維持管理費等市町村負担金単価の改定について

## ■ 令和7・8年度の維持管理負担金単価の設定

○ 今後10年間の収支シミュレーションを以下の条件で実施

- ・ 県の一般会計繰入金として交付税措置額を満額充当
- ・ 第二処理区、吉野川処理区、宇陀川処理区については、現行単価から上昇しないように一般会計繰入金を重点配分
- ・ 第一処理区については、単年度の純利益が赤字にならない単価を設定

⇒ 一般排水、中間排水、特定排水の各単価を6円減

(単位：円・税抜)

	第一	第二	吉野川	宇陀川
一般排水単価(円/m <sup>3</sup> )	48	54	54	54
中間排水単価(円/m <sup>3</sup> )	80	86	86	86
特定排水単価(円/m <sup>3</sup> )	108	114	114	114

▲ 令和7・8年度の設定単価

## ■ 今後の取り組みについて

○ 本改定案については、12月議会の議案として提出

○ 将来にわたり健全な経営状態を確保しつつ、安定的かつ効率的に下水道事業を進めるため、ウォーターPPPなど民間活力の導入による経営の効率化、県・市町村が連携した広域化・共同化による汚水処理事業の効率化、施設のダウンサイジングや投資費用の平準化等の取り組み等を継続的に実施

○ 上記取り組みの実施にあたっては、引き続き県と市町村で勉強会を開催